

京都総評  
第88回定期大会

9月7日(土)  
午前10時  
ラポール

**アドバイス**

労働相談ホットライン  
0120-378-060

秘密厳守  
相談無料

第177号  
2019年9月2日(月)  
発行責任者 稲村  
編集責任者 森下  
連絡先 075-811-6770

**★相談事例①：★**  
(女性30歳代・製造業・正社員)

**正社員になつてプレッシャー**

従業員300人の製造業。内正社員100人弱で他の200人弱は契約社員。契約社員で6年勤務。会社の誘いもあつた。入社試験を受けて合格し正社員となつた。正社員として3年間経過したがこの間、「正社員となつたからにはもっと頑張れ」というプレッシャーを感じて来た。この間、心臓の病気が発覚し、3週間の診断書を出した。8月下旬から出勤するつもりだが、プレッシャーから解放されたので、「元の契約社員に戻して欲しい」と言う要請はできませんか？

その時の労働条件はどうなりましたか？復旧するにあたり会社は「働けます」といふ診断書と「産業医のカウンセリングを受ける」との条件のみを要請してきて、尚、労働組合がある組合員だが、組合活動内容はほとんど知らないし、組合員との接点もありません。

**8月の相談活動の特徴(新規)**  
センター発足以来の相談件数は1万8千28件になりました。(8月末日現在)

項目	件数	当月比率
面談	1	4.2%
電話・メール	19	79.1%
FAX・その他	0	0.0%
単産・弁護士紹介	4	16.7%
<b>合計</b>	<b>24</b>	<b>100%</b>
項目	件数	当月比率
解雇	2	21.8%
退職強要・勸奨	0	0.0%
賃金・残業代未払い	2	17.3%
労働契約違反	1	2.2%
社会・雇用保険	0	2.2%
配転・出向・転籍	1	0.0%
労働条件切り下げ	1	0.0%
労働時間・休暇	6	10.7%
パワハラ・セクハラ問題	2	21.8%
倒産・工場移転	0	0.0%
労災・職業病	1	2.2%
メンタル不全・疾患	1	0.0%
組合加入・結成	0	0.0%
その他	7	21.8%
不明	0	0%
<b>合計</b>	<b>24</b>	<b>100%</b>

項目	件数	当月比率
男性	9	37.5%
女性	15	62.5%
不明	0	0%
<b>合計</b>	<b>24</b>	<b>100%</b>

**組織拡大**  
全国一般1名

**契約社員に戻ることは賛成しがたい**

「契約社員になると一時金・退職金など、正社員より低い労働条件となるのが一般的。今回の契約更新時、更新されるだろうから」といふプレッシャーも加齢とともに増加する。更に、再度正社員に戻ることは困難に思う。

労働組合があると、この間、心臓の病気が発覚し、3週間の診断書を出した。8月下旬から出勤するつもりだが、プレッシャーから解放されたので、「元の契約社員に戻して欲しい」と言う要請はできませんか？



**まず労働組合の役員に相談して下さい**

「正社員だから」といふプレッシャーがあまりかけられない職場環境作り。「職種変更」「復帰当初は短時間勤務」などを「組合の役員」「産業医」「上司」「主治医」などと相談して下さい。

**★相談事例②：★**  
(女性50歳代・ビルメンテ・パート)

**年次有給休暇が付与されるようになったのだが、なんか変**

「パート社員には年休がなかったが、働き方改革が整備されたので、今後はパート社員にも年休を付与する。但し、勤務5年以上・週3日以上勤務する者が条件。付与する日数は年5日が限度」と管理職から説明があつた。なんかおかしいと思つたので、「文書にして開示して下さい」とお願いしたら、「五日間も有休で休めるようにしてやつのために、ガタガタ言

**無茶苦茶な会社 法違反のデパート**

①今までパート社員に年休を付与してこなかったこと。  
②勤続4年までは年休の付与無し。  
③週1日、2日勤務者には年休付与無し。  
④年休の付与日数は年5日が限度。これらはすべて法違反であると説明。続いて、パート社員の年休付与内容を説明した。

**アドバイス**  
「どうしたら法律



**年休取れてる?**

通り年休が取得できるようになり「すか」との問いかけに、キツト組織された組合があれば、即座に解決できる課題なので、「組合を結成すれば改善できる」「それが出来ないのなら、貴方だけでも強くなつて年休を取得する。それでいじめを受けたら闘えば勝てる」と説明をするのだ。

**組合がない企業の縮図・改善の方法が見いだせない絶望感**

従業員はパートも含め3百人程度いるが、ビル単位で数名のユニットに分かれ、清掃業務等をしていて、勤務場所がばらばらで、全員顔を合わす機会もなく、他の従業員と人間関係を築くこともできない。従つて、「組合を立ち上げるのは困難」と。声に出してはいないものの「強くない事が出来れば苦労はないさ」と聞こえてきそうだった。

★相談事例③：★  
(女性40歳代・  
病院・パート)

零細企業に  
有給休暇は  
ないのか？

区役所でパート社員として勤務している。同時に、4年前からクリニック(事務の従業員はパート10名のシフト制)で週3日AMに勤務しているダブルワーク。

区役所では年休を取得できるが、クリニックでは「規模が小さい企業ではあまり取得していないらしい」と説明されたので、私も含め他のパートの人にも「零細企業では取得できない」と思い込んでいます。法律ではどうなっていますか？

アドバイス

一定の基準を満たせばすべての労働者に付与するよう、法律で定められている。従って、企業規模が小さい所でも付与しなければならぬ。付与された年休を従業員は取得できる。区役所の組合役員・医療関係の組合を紹介するので相談し、出来れば組合を立ち上げてから対応して下さい。



相談事例④：★  
(女性40歳代・  
飲食店・パート)

退職時の  
年次有給休暇

7月末に8月31日付で退職届を提出。会社に「有給休暇が8日あるので全数取得したい」と申し入れた。

会社はオトボケ

会社は「検討します」と回答した。この間、事前に決めたシフト表に従って8月の出勤日すべてに出勤した。

有給休暇の件で、最後の出勤日の8月30日になっても何の音さたもないので、会社に「有給の件どうなりましたか」と聞いたら、「8月31日付で退職の手続きを済ませた」と言う返事でした。

全日数取得してから  
退職したい

退職する時は年休をすべて取得できると聞いたのですが間違いありませんか。

「8月の所定休日出勤扱いにして有給を来ないのですか」ともしくは「9月に8日間有給休暇を取得することは出来ないのですか。」

アドバイス

貴方は、8月の所定労働日出勤をせず、有給休暇を取得すべきでした。「所定の労働日に出勤せず、有給で休むのが有給休暇」なので、「所定休日」に有給休暇を振り返すことを会社が拒否しても違法ではありません。又、退職後は有給休暇を取得することは出来ません。

京都労働相談センター  
第21回定期総会  
10月26日(土) 16時～  
ラポール京都

相談事例⑤：★  
(男性40代・  
医療事務・正社員)

メンタル不全を  
労災申請

病院でレセプトなどの医療事務に従事し勤続15年。メンタル不全に罹り1年間休職した。原因が業務上のパワハラと判断し、労災申請をした。

主治医が復職を了解したので、その旨を会社に申し出た。しかし、会社は「18・4%の賃下げを伴う降格・業務内容の変更を伴う配転と転勤」・「復職後の業務中に心身のトラブルが生じて、会社の責任は問わない」・「体調不調となり、職務執行が困難になった場合、進退の取り扱いには会社の判断に従う」に署名・押印しなければ、復職は認めないと言ってきた。

労災申請の報復か？

仕方ないので応じた。しかし、やっぱ何とかならないか。尚、組合に相談したが、取り上げてもらえなかった。

面談しアドバイス

①まともな組合に加盟し、是正要求をする。協定を締結する。②労働局に斡旋を申請。③弁護士を代理人とし「是正要請」を配達証明で送る。④労働審判に提訴など。

どが考えられる。

京都労働相談センター  
創設20周年記念祝賀会  
10月26日(土)  
18:30～・ルビノ京都堀川



同時に「賃金の切り下げ」が「就業規則・労働協約」に照らし合わせ、そこに規定されている基準で正しく処理されているかも精査する必要がある。就業規則は入手しているのに、労働協約書を手に入れることができない。就業規則では賃下げを伴う降格は明確に規定されていない。又、賃金規定に定められていない賃金項目も見受けられる。組合に加入する場合は、医労連もしくは自治労連を紹介する予定。

トピックス

高齢者の労災増加

厚生労働省調査によると、18年に労災に遭った60歳以上の労働者は前年より労働者の7%増え、労災全体の四分の一を占めた。18年の労災発生件数は前年比5・7%増の12万7329人。内60歳以上は3万3246人で全体の26・1%。10年前の08年は18・1%だった。労働者1千人当たりの労災件数は、20代が1・6件に対し、60歳以上は3・8件と2倍以上。

目立つ「転倒」

労災全体の25%が転倒だが、60歳以上に限れば37・8%。転倒事故の割合は40代までは男性の方が高いが、50歳代以上は女性の割合が高くなる。厚労省の担当者は「骨粗しょう症」が一因ではないかと分析している。

70歳までの雇用  
企業に努力義務で  
更に増加が必至

年金で悠々自適とばかりは出来ない。昨今、転ばぬ先の杖は、年金60歳給付の再現と拡充か？

安倍9条改憲NO! 憲法を生かそう

3000万人署名を進めよう!!